別　図

中間前金払の手続き

対象　契約金額５００万円以上、かつ、工期９０日超の土木建築に関する工事
金額　契約金額の２０％以内（１万円未満の端数は切り捨て）

契約課

落札者の決定

入　　札

・中間前金払と部分払の選択に係る届出書
※部分払対象の場合のみ

受注者

部分払（複数年度にわたる工事の部分払を除く。）の対象となっている工事の場合、中間前金払と部分払を選択する。

【前払金保証の申込み】

工事担当課・予算課

契約締結

工事担当課が申請書を受理し、受理後 30 日以内に予算課が前払金を支払う。

・前金払申請書
・保証証書（原本及び写し）
・請求書

契約締結から３０日以内に前払金を請求する。

前払金の支払

工期２分の１経過

工事担当課が下記①～③、予算課が④について速やかに調査し、工事担当課が認定の可否を決定する。

①工期の２分の１を経過
②工程表で２分の１を経過するまでに実施すべき作業が行われている
③出来高が２分の１以上
④当初の前払金が支出済

・認定請求書
・工事履行報告書

中間前金払の認定を請求する。

認定調査

・認定調書
※決定の場合のみ

【中間前払金保証の申込み】

・中間前金払申請書
・保証証書（原本及び写し）
・請求書

中間前払金を請求する。

工事担当課が申請書を受理する。

申請書受理後 30 日以内に予算課が中間前払金を支払う。

中間前払金の支払